

9 日常生活の援助について

◆ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童等を対象に、身体の状態に応じて、日常生活を支援する用具を給付します。

＜対 象 者＞ 小児慢性特定疾病医療の給付を受けている方で、児童福祉法（小児慢性特定疾病医療を除く）および障害者総合支援法の制度の対象とならない方

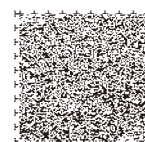
＜費 用＞ 対象者本人または扶養義務者の市町村民税の課税状況等に応じて、無料もしくは一部が本人負担となります。

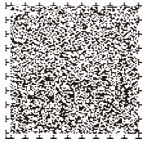
＜給付種目＞

種 目	給 付 対 象 者 等
便器	常時介護を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
車いす	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した方
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方

窓口

母子保健課 （☎ 32 - 1533 FAX 32 - 1506）





◆ 障害者地域活動緊急介護人の派遣

障がいのある方を日常的に介護している方が、急病などにより介護できない場合、障がいのある方の保護や学校等への送迎などを行う生活支援員を派遣します。

＜対 象＞ 在宅の身体または知的に障がいのある方

＜費 用＞ 1時間あたり500円の利用料と生活支援員の交通費の負担があります

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
 障害者生活支援センター「ばすてる」 (☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612)

◆ 車椅子の貸出し

身体に障がいのある方や高齢のために独力で歩行することが困難な方、けがなどで一時的に歩行困難になった方に車いすを無料で貸し出します。

＜対 象 者＞ ○函館市内に居住する在宅の高齢者、障がい者
 ○観光などで短期間函館に滞在する方
 ※ ただし、介護保険利用者および函館市で行っている各種交付・給付サービスを利用している方を除く。

＜貸与期間＞ 原則として1か月（事由により最大6か月まで延長可能。毎月更新手続きが必要）

＜料 金＞ 無料

窓口

函館市社会福祉協議会 (☎ 23 - 2226 FAX 23 - 2224)

◆ 身体障害者補助犬の相談と貸与

補助犬育成団体では、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用を希望する方に、補助犬を貸与しています。（共同訓練の参加や、補助犬の飼育・管理にかかる費用は別途必要となります。）

＜貸与対象者＞ 道内に1年以上居住する18歳以上の身体障がい者（在宅に限る）で、以下の身体障害者手帳の交付を受けており、貸与によって就労など社会活動への参加に効果が認められる等、補助犬育成団体の長が適当と認める者

盲導犬：視覚障がい2級以上の方

介助犬：肢体障がい2級以上の方

聴導犬：聴覚障がい2級の方

※ 詳しい内容につきましては、次の窓口まで。

窓口

（盲導犬について）

公益財団法人北海道盲導犬協会

札幌市南区南30条西8丁目1-1

(☎ 011 - 582 - 8222 FAX 011 - 582 - 7715)

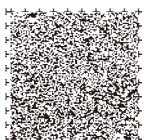
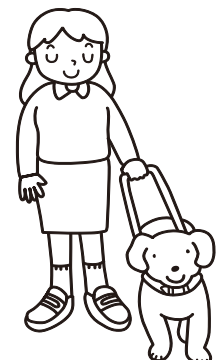
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)

（盲導犬、介助犬、聴導犬に関する相談）

北海道立心身障害者総合相談所 相談判定課相談係

札幌市中央区円山西町2丁目1-1

(☎ 011 - 613 - 5401 FAX 011 - 613 - 4892)



◆ 中途視覚障害者日常生活訓練

視覚障がいによって生活に不安を抱えている方が、少しでも早く自立し安定した生活を過ごすことができるように必要な訓練を行います。

＜対 象 者＞ 15歳以上の視覚に障がいがありお困りの方

＜訓練内容＞ 3週間を基本として北海道盲導犬協会に宿泊して訓練を受けます。

＜費 用＞ 無料(ただし、入所中の食費、寝具等のクリーニング代などの実費負担があります。)

窓口

公益財団法人北海道盲導犬協会
札幌市南区南30条西8丁目1-1 (☎ 011-582-8222 FAX 011-582-7715)

◆ 緊急通報システムの設置

急病や火災等の緊急時に、簡単な操作で緊急事態を消防指令センター(消防本部)に連絡できる装置を貸与しています。

- ＜対 象 者＞
- ① ひとり暮らしの重度身体障がい者(1～3級)であって、
 - ・緊急事態に機敏に行動することが困難な方(障がい者のみの世帯の方を含む)
 - ・突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
 - ・在宅生活に不安を感じている方
 - ② ひとり暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)であって、
 - ・緊急事態に機敏に行動することが困難な方(高齢者のみの世帯の方を含む)
 - ・突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
 - ・在宅生活に不安を感じている方(85歳以上の方に限る)
- ※ 家族と同居しているなど、ひとり暮らしではない方であっても、生活時間の大部分が一人きりである方や、世帯員のいずれもが緊急事態に機敏に行動することができないなど、①・②に準ずると認められる方は対象とします。

窓口

高齢福祉課 (☎ 21-3025 FAX 26-5936)
障がい保健福祉課 (☎ 21-3302 FAX 27-2770)
亀田福祉課 (☎ 45-5482 FAX 45-5486)
各支所(湯川・銭亀沢支所を除く)

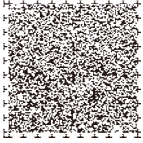
◆ FAX緊急通報の利用制度

聴覚または言語等に障がいのある方は、119番にFAXすることで、救急車や消防車の出動を要請することができます。

その際は、「住所、氏名、何があったのか(症状等)」を記入して送信して下さい。

窓口

消防本部消防指令センター (☎ 22-2126 FAX 119)



◆ NET119 緊急通報システム

聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報できるサービスです。

全国どこからでも、音声によらない（チャット形式）通報をすることができます。

＜対象者＞ 函館市にお住まいで

- ・聴覚や言語機能に係る障害者手帳をお持ちの方
- ・両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方

＜登録受付場所・時間＞

- ・函館市消防本部消防指令センター ・函館市北消防署 ・函館市東消防署
- ・函館市東消防署南茅部支署 ・函館市福祉事務所障がい保健福祉課 ・亀田福祉課
- （※消防庁舎にお越しの際は、申請する方それぞれで手話通訳者等の手配をお願いします。）
- ・受付時間 平日8時45分から17時30分まで

＜登録および利用料金について＞

無料で登録・ご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

※登録申請に必要なもの

- ・使用しているスマートフォン等 ・身体障害者手帳等
- その他詳しい利用条件などについては市のホームページでご確認ください。

窓口

消防本部消防指令センター (☎ 22 - 2126 FAX 26 - 3408

Eメール fd-tsuusin@city.hakodate.hokkaido.jp)

◆ 電話リレーサービス&文字表示電話サービス「ヨメテル」

電話リレーサービスは、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方と聞こえる方との会話を、通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。

また、ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、自身の声で通話相手に伝え、通話相手の声を文字にする電話アプリです。

どちらのサービスも、24時間365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

＜対象者＞

電話リレーサービス：聴覚や音声、言語機能に障がいのある方
（身体障害者手帳をお持ちでなくてもご利用可能です）

ヨメテル：電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方

＜登録および通話料金について＞

登録方法は、スマートフォンアプリでの手続きのほか、電話リレーサービスでは郵送での手続きも可能です。月額料なしプランと月額料ありプランの2通りの料金体系からお選びいただくことができます。通話相手の利用登録は不要です。

※ 詳しい内容や各種お問合せについては、それぞれの公式サイトをご確認ください。

◆ 電話リレーサービス（公式サイト）

手話・文字チャットなど <https://www.nftrs.or.jp/contact> （2次元コード）⇒
（☎ 03 - 6275 - 0912 FAX 03 - 6275 - 0913）



◆ ヨメテル（公式サイト）

文字チャット・メールなど <https://www.yometel.jp/contact> （2次元コード）⇒
（☎ 0120 - 328 - 123）

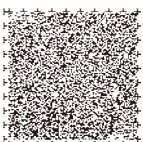


窓口

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

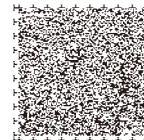
一般財団法人日本財団電話リレーサービス

（お問い合わせは上記公式サイトからお願いします。）



◆ 軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入または修理に要した費用の一部を助成します。



＜対象児童＞ 下記のいずれにも該当する児童

- ・ 市内に居住する児童（ただし、18歳に達した方については、18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）
- ・ 両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- ・ 中耳炎等の急性疾患による、一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科治療により聴力が回復する見込みがない児童
- ・ 補聴器を装用することにより、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した児童
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）およびその他の法令に基づき、本事業による助成に相当するものを受けることができない児童

＜助成額＞ 購入1個につき32,780円以内

※ ただし、イヤーマールドを必要とする場合は6,710円以内を、デジタル式補聴器で調整を必要とする場合は1,330円をそれぞれ加算します。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

◆ 障害者等外出支援事業（市営交通機関等乗車料金の助成）

障がいのある方の外出を支援し、社会活動への参加の促進を図るため、函館バスおよび市営電車において乗車料金を所定の交通系ICカード（ICAS nimoca）で精算した場合に、乗車料金の全額または半額を最大で36,000円（もしくは72,000円）までを上限額として助成します。

＜対象路線＞ 函館市内で乗降する場合に利用できます。ただし、市電の箱館ハイカラ號、函館バスの貸切運行による運行系統の全区間では、利用できません。

＜対象者＞ 次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳の等級が1～4級の方
- 療育手帳の等級が重度（A判定）もしくは中度の方
- 特別児童扶養手当の対象児童
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1～3級の方

なお、次の方と同乗する12歳以上の介護人の方1名も料金の一部が助成されます。

- 身体障害者手帳1種、2種2級、音声・言語・そしゃく機能障がい3級以上、視覚障がい4級以上の方
- 療育手帳の等級が重度（A判定）もしくは中度の方
- 特別児童扶養手当の対象児童

窓口

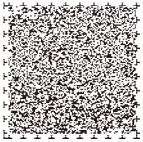
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)

各支所

※ ただし、精神障がいの方の受付は、亀田福祉課（亀田支所）、湯川支所、銭亀沢支所では行っておりません。

※ 上限額については、施設通所の有無で無くなる場合があります。





◆ 重度身体障害者等タクシー基本料金の助成

重度の身体または知的障がいの方の日常生活における利便性の向上と生活圏の拡大を図るために、タクシー料金の一部を助成します。

- ＜対 象 者＞ ○視覚障がい１・２級の方 ○下肢・体幹障がい１～３級の方
○内部障がい１級の方 ○Ａ判定の療育手帳の交付を受けた方
- ＜内 容＞ ○タクシー（普通車）および福祉タクシーの基本料金相当分を最大３６枚の助成券（チケット）として交付します
○助成券（チケット）は、１回の乗車につき１枚の利用となります

窓口

障がい保健福祉課 （☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770）
亀田福祉課 （☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486）
各支所

◆ いきいき住まいリフォーム助成

高齢の方や身体に重度の障がいのある方などが、自宅において日常生活を送れるよう、身体状況にあわせて住宅を改造（バリアフリー化）する費用の一部を助成します。

＜対 象＞

市内に住所を有し、前年の所得税が課税されていない世帯で、以下のいずれかのうち、別に定める判定基準に該当する住宅の改造が必要と認められるもの

- ・ 65 歳以上で、身体機能の低下等により屋内で歩行補助具を使用する等、日常生活を営むのに支障がある方
- ・ 障害の程度が１・２級で、下肢体幹の機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害、視覚障害、上肢機能障害、内部機能障害の方
- ・ 65 歳未満の身体障害者手帳の交付を受けていない方で、常に車イスおよび歩行補助用具を使用している方

＜助成の対象とする改造＞

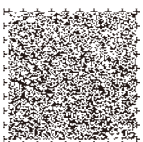
助成の対象とする住宅の改造は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等対象者が利用する部分に係わるもので、対象者の自立が助長され、または家族等介護を行う者の負担が軽減されると認められるものとする。

＜助 成 額＞

改造工事に要する費用の３分の２（ただし、助成額は５０万円が上限）なお、介護保険制度または障がい者福祉施策の「住宅改修費」が給付された場合は、その額を除きます。

窓口

高齢福祉課 （☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936）
障がい保健福祉課 （☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770）
亀田福祉課 （☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486）
各支所（湯川・銭亀沢支所を除く）



◆ 「食」の自立支援事業

ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者であって老衰、心身の障がい等の理由により、食事の支度が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

窓口

高齢福祉課 (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936)
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

◆ 除雪サービス事業

ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、自力で除雪のできない世帯に対し、生活通路の確保のため、居宅の玄関前から公道出入口までの通路部分（おおむね幅80cm）の除雪を行います。

窓口

高齢福祉課 (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936)
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
各支所（湯川・銭亀沢支所を除く）

◆ 駐車禁止除外指定車標章（歩行困難者用）

視聴覚、平衡機能、上下肢障がいや体幹が不自由な方、心臓や腎臓機能等、内臓に障がいをお持ちの方、運動機能障がいのある方などが申請の対象者ですが、その他の障がいを含め、障がいの等級により該当しない場合がありますので、詳細については下記窓口までお問い合わせください。

窓口

函館中央警察署交通第一課 函館市五稜郭町15番5号 (☎ 54 - 0110 内線 416)
函館西警察署交通課 函館市海岸町11番27号 (☎ 42 - 0110 内線 412)

◆ スパイクタイヤ規制の免除規定

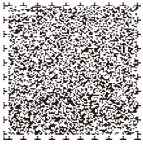
障がいのある方（肢体不自由および内部障がいのみ）本人が運転する車両のタイヤは、スパイクタイヤを使用しても構いません。（ただし、運転中は身体障害者手帳を携帯すること。）

なお、届出等の手続きの必要はありません。

窓口

函館中央警察署交通第一課 (☎ 54 - 0110 内線 416)
函館西警察署交通課 (☎ 42 - 0110 内線 412)





◆ 福祉サービス苦情処理制度

福祉サービス苦情処理制度は、公正な第三者（福祉サービス苦情処理委員）が、福祉サービスの利用に関しての不満や苦情などの相談を受け、その内容を調査し、必要に応じて、市に対してはサービスの決定や内容などを是正するよう勧告したり、また、民間のサービス提供事業者にも市から改善に向けた協力の要請を行い、苦情の解決にあたる制度です。

＜福祉サービスの範囲＞

- ① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業およびこれに関する事務
- ② 介護保険法に規定する介護給付対象サービスおよび介護保険に関する事務
- ③ その他市の機関が行う福祉サービスおよびこれに関する事務
- ④ 上記①、②、③以外の市の機関が取り扱っている福祉に関する事務

＜申立人＞

本人や家族のほか、例えば、ひとり暮らしで認知症の症状があるため苦情を訴えることが難しい場合などには、本人に代わって民生委員や障害者相談員などが苦情を申立てることができます。

＜申立期間＞

当該申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内

＜受付から解決まで＞

- ① 苦情の受付
事務局において、福祉サービスを利用されている方の苦情の受付や相談対応を行います。
- ② 調査
相談内容によって、福祉サービス苦情処理委員が、苦情の内容についてお話をうかがいます。また、関係機関から事情を聴取し、場合によっては実地調査をいたします。
必要に応じて市のサービスの決定や内容などを是正するよう勧告、また、民間のサービス提供事業者にも市から改善に向けた要請を行います。
- ③ 結果の確認
苦情解決、改善結果の報告を受け確認し、相談された方へお知らせします。

○ 相談受付時間等

相談は、土、日、祝日、年末年始を除く、午前8時45分から午後5時30分までお受けします。FAX・Eメールは、24時間お受けします。

窓口

福祉サービス苦情処理委員事務局
函館市東雲町4番13号 保健福祉部管理課内
(☎ 21 - 3297 FAX 26 - 4090
Eメール fukushi-kujosyori@city.hakodate.hokkaido.jp)

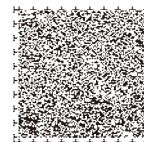
◆ 日常生活自立支援事業

＜対象者＞ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方

＜内容＞ ① 福祉サービス利用援助（情報提供、利用手続き援助、利用料支払い、苦情解決制度の利用援助等）
② 日常的金銭管理サービス（年金等の受領確認、医療費・公共料金の支払い、日常的生活費の払い戻し等）
③ 書類等の預かりサービス（定期預金通帳、年金証書等の預かり）
※ 保管は、金融機関の貸金庫等を利用します。



- ＜費 用＞ ・相談は無料。契約後の利用料は、1回につき支援時間1時間30分まで1,200円、1時間30分を超え2時間30分まで2,400円、以降同様に時間が増す毎に増額。その他に支援のための交通費がかかります。
 なお、これら利用料及び交通費は、利用者が生活保護世帯の場合は無料
 ・書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合は、貸金庫利用料金の実費



窓口

北海道地域福祉生活支援センター
 （北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部権利擁護課内）
 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7内
 (☎ 011 - 290 - 2941 FAX 011 - 251 - 6156)

◆ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、発達障がいまたは認知症などによって判断能力が十分ではない方が、たとえば、

- ・家売りたいたいとき
- ・福祉サービスを受けたいとき
- ・遺産分割協議をしたいとき、

などひとりでするには不安がある、ひとりではできない、という場合に、これらの方を法律的に支援する制度として、成年後見制度があります。

成年後見制度には、次のような類型があります。

区 分		本人の判断能力	援 助 者	
法定 後見 制度	後見	まったくない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
	保佐	著しく不十分	保 佐 人	
	補助	不 十 分	補 助 人	
任意 後見 制度	任意 後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約（公正証書）にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。 家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※ 援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

※ 任意後見契約は、公正証書によって行います。

（函館公証人合同役場 函館市若松町 15 番 7 - 51 号 ☎ 22 - 5661）

※ 市では、一定の要件に該当する方に、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。
 詳しいことは、46ページ（成年後見制度利用支援事業）をご覧ください。

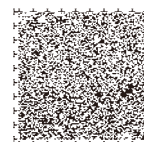
◎ 家庭裁判所では、手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する家事手続案内を行っており、窓口には、申立書用紙も用意してあります。

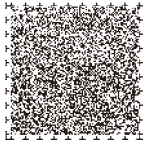
また、函館市成年後見センターでは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい、発達障がい等で判断能力が十分でない方のための成年後見制度に関する相談業務を行っております。

どうぞご利用ください。

窓口

函館家庭裁判所
 函館市上新川町 1 番 8 号 (☎ 38 - 2350)
 函館市成年後見センター
 函館市若松町 33 番 6 号 函館市総合福祉センター2 階
 (☎ 23 - 2600 FAX 23 - 2611)





◆ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい、精神障がいまたは認知症等のため、財産管理や福祉サービスを利用するための手続きが困難で成年後見制度を利用する場合、一定の要件に該当する方に、成年後見制度（４５ページ）の利用に係る費用を助成します。

詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

窓口

○認知症等の高齢者

高齢福祉課

(☎ 21 - 3081 FAX 26 - 5936)

○障がいのある方

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770)

亀田福祉課

(☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

※精神障がいの方は障がい保健福祉課にお問い合わせください。

◆ 福祉有償運送の利用

NPO法人等が要介護者や身体障がい者など、1人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して、営利とは認められない実費の範囲内の対価によって、自家用自動車を使用し、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスです。

有償運送を利用する場合は、運輸支局に登録している団体への会員登録が必要です。

窓口

・NPO法人救命のリレー普及会 (☎ 57 - 9150)

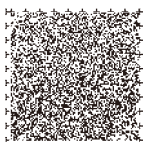
◆ 地域生活支援拠点

障がい者および障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ります。具体的には、次のようなことを実施します。

- ① 基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施および短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えます。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することにより、障がい者等の地域での生活を支援します。

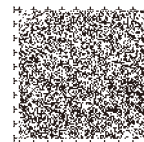
窓口

障害者生活支援センター「ぱすてる」 (☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612)



◆ 函館市総合福祉センター（愛称 あいよる21）

所在地 函館市若松町33番6号（☎代 22 - 6262 FAX 22 - 5179）



総合福祉センターは、障がいのある方や高齢者の方などの社会参加や交流のための施設として、ご利用いただくほか、各種の相談・研修・機能回復訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

主な施設の内容は、次のとおりです。

施設の名称	内 容	開館時間	備 考
障害者福祉センター （1階）	・障がいのある方を対象として、相談室、機能回復訓練室、作業室、日常生活訓練室、視聴覚障がい者ライブラリー、機能回復訓練用プール等を備えています。 ・家庭での入浴が困難な方に、2階の特殊浴室を利用して入浴サービスを行います。	9:00～21:00 （障害者福祉センターのプールは、10:00～20:00） （入浴サービスは、9:00～17:00）	※全館休館 ・毎週月曜日 （ただし、月曜日が祝日にあたる場合は、その日以降最も近い祝日でない日） ・年末年始 （12/29～1/3） ※障害者福祉センターの入浴サービスは日曜・祝日も休館 ※プールは機材点検のため第1・第3・第5金曜日も休館
老人福祉センター （2階）	・60歳以上の方を対象として、健康相談室、教養娯楽室、技能訓練室、集会室等を備えています。（1階機能回復訓練室も利用可）	9:00～17:00	
函館市 成年後見センター （2階）	・認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方のための成年後見制度に関する相談窓口です。	月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00	
母子・父子 福祉センター （3階）	・母子、父子および寡婦の方を対象として、技能習得室、教養娯楽室、保育室等を備えています。	9:00～21:00	
福祉情報センター （3階）	・福祉関連の図書、DVD等を貸出します。 ・福祉関連情報をホームページにて提供します。	9:00～17:00	
介護相談センター （3階）	・介護に関する相談を行います。 ・介護用品の展示も行っています（1階）。	9:00～17:00	
児童センター （4階）	・18歳未満の児童・生徒を対象として、集会室、遊戯室、音楽スタジオ、図書室、ビデオ図書室、コンピュータプレイルーム等を備えています。	4/1～9/30 9:00～18:00 10/1～3/31 9:00～17:00	
多目的ホール （5階）	・各種催しや車椅子バスケットボール、テニス等のスポーツに利用できます。	9:00～21:00	
このほか、おもちゃライブラリー、ボランティアセンター、ボランティア相談窓口、ファミリーサポートセンターなどの施設があり、3階の団体事務室には社会福祉協議会等の福祉関係団体が入居しています。			

※ 障がい者、高齢者、母子・父子および寡婦、児童または福祉関係団体等が総合福祉センターを利用する場合の使用料は、無料です。（ただし、利用目的によっては有料となる場合があります。）

※ 一般の方が多目的ホール、会議室を利用する場合、使用料がかかります。

